

第 1 1 7 回 鳥取市都市計画審議会 議事録

1 日 時 令和 8 年 1 月 2 0 日（火） 1 0 : 0 5 ~ 1 1 : 3 5

2 場 所 鳥取市役所 鳥取市民交流センター 2 階 多目的室 2 ・ 3

3 出席者 福山 敬委員、倉持 裕彌委員、田渕 緑委員、澤田 廉路委員、橋尾 泰博委員、
西井 千織委員、福田 克彦委員、高田 三朗委員、国森 加津恵委員、
谷口 明子委員、加藤 茂樹委員、寺坂 寛夫委員、竹田 佳宏委員、
米田 憲司委員、丸田 謙一委員、樋口 敬委員（代理：竹矢 秀雄委員）

欠席者 岡 周一委員、前田 真教委員、米村 京子委員

4 公開非公開の別 公開

5 傍聴者 3 名

6 議題 【審議事項】

- ① 鳥取都市計画公園の変更について（5 ・ 8 ・ 1 号湖山池公園）
- ② 鳥取市景観計画の改定について

【その他報告】

- ① 鳥取市立地適正化計画の進捗状況について
- ② 山陰近畿自動車道 鳥取～覚寺間（南北線）の状況について

7 議事

事務局

これより 1 1 7 回鳥取市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、都市整備部都市企画課の三谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず配付資料について、お手元の資料を確認させていただきます。本日は事前に送付いたしました、第 1 1 7 回鳥取市都市計画審議会資料①～③並びに参考資料とは別に、会議次第、委員・幹事名簿、席表、議案書をお配りしております。

お手元にお持ちでない委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第に従って進めさせていただきます。

委員の紹介でございますが、委員の紹介につきましては、名簿と席表の配布によって割愛させていただき、令和 7 年 8 月に開催しました前回の審議会より変更があった委員のみの紹介とさせていただきます。

まず、前委員の任期満了に伴う 1 号委員の変更についてご報告をさせていただきます。

鳥取商工会議所副会頭、岡周一様。

鳥取県宅地建物取引業協会副会長、前田真教様。

宮下地区まちづくり協議会会長、福田克彦様。

河原地域代表、高田三朗様。

青谷地区まちづくり協議会監事、国森加津恵様。

以上 5 名に新たに委員をお願いしております。

続きまして、委員の皆様の本日の出欠報告をさせていただきます。1 号委員の岡委員、前田委員並びに 3 号委員である樋口委員の 3 名が本日所用のため欠席でございます。

その他、遅参される委員がおられます。

なお、鳥取警察署長の樋口委員の代理として、交通第一課長の竹矢様にご出席いただいております。

本日は全員 19 名のうち、代理出席を除いて 14 名の委員の皆様にご出席をいただいております。本市都市計画審議会条例に規定されている 2 分の 1 以上の定数に達しておりますので、本審議会が成立することをここに報告いたします。

次に、本審議会の会長の選出に入ります。令和 7 年 10 月に 1 号委員の改正があり、現在会長は決まっておりませんので、会長は本審議会条例第 6 条第 1 項により、1 号委員学識経験のある者の中から、委員の選挙によって定めるとございますが、いかが取り計らいいたしましょうか。

田淵委員

これまでも務めていただいております、鳥取大学の福山教授にお願いしたらどうかと思います。

事務局

福山委員にとの声がございましたが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

同意いただけましたので、福山委員に会長をお願いいたします。それでは会長席へお進みください。

会長の選出が終わりましたので、ここで会長からご挨拶いただきたいと思います。福山会長よろしくをお願いいたします。

福山会長

皆さんおはようございます。ただ今会長に選出いただきました鳥大工学部の福山と申します。

これまでも会長に選出いただいております、引き続き務めさせていただきたいと思います。皆様のご協力あつての審議会と思っておりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

事務局

次に、代理出席委員の承認についてでございます。

審議会条例第7条第3項により、3号委員の職務を代理する者が、議事に参与し決議に加わることができるものとされ、審議会運営規則第5条により、3号委員の代理出席は会長の承認を得て会議に出席できることとされております。

福山会長ご承認いただけますでしょうか。

福山会長

承認いたします。

事務局

ただいまの承認をもちまして、本日の出席委員は15名となります。

次に、会長職務代理の指名に入ります。本審議会条例第6条第3項により会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとございますので、会長から指名をお願いいたします。

福山会長

それでは私の方から指名させていただきます。これまでも務めていただきました公立鳥取環境大学の倉持委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは倉持委員よろしくお願いいたします。

それでは、これから先の議事進行は会長が議長となり進めさせていただきたいと思います。福山会長よろしくお願いいたします。

福山会長

よろしくお願いいたします。

最初に、私の方から議事録の署名委員を決めさせていただきたいと思います。

本審議会の運営規則第10条第2項の規定で、議事録には会長および会長が指名する2名の委員が署名する、とありますので私の方から指名させていただきたいと思います。

今回は橋尾委員と谷口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、議事録は発言内容とともに名前を記載して、市のホームページに掲載するということになっておりますので、皆さんそうにご認識よろしくお願いいたします。

本日は新任の委員の方もおられますので、議事に入る前に都市計画審議会の役割等について事務から簡単に説明をされるということなので、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは説明いたします。

鳥取市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2に基づき設置される法定の機関で、本市では

鳥取市都市計画審議会条例により設置しております。

都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関の職員から構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっています。審議会は、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項の調査・審議をすることや、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することができます。

委員は、本審議会条例に基づき、19人以内で構成されています。

なお、市政において重要な役割を果たしている本審議会の会議については、その運営の透明性を確保するため、原則公開としております。

以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。

まず議案書の1ページ、報告第1号です。会議幹事・参与員の報告を事務局よりお願いいたします。

事務局

報告第1号を説明いたします。議案書2ページをご覧ください。

本日の審議会では、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、2ページの幹事・参与員が出席しております。

なお、公務の都合により幹事の大野経済観光部長が欠席でございます。

以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

それでは議案に入りたいと思います。

議案3ページ、議案第1号鳥取都市計画公園の変更について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。河川公園課徳田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の右肩に資料①とある資料をご覧くださいと思います。

それでは、議案第1号鳥取都市計画公園の変更についてご説明申し上げます。

都市計画公園5・8・1号の湖山池公園でございます。

1ページをご覧ください。議案概要でございます。

まず都市計画決定の変更理由でございますが、湖山池公園は1965年、昭和40年に684.6haの区域を都市計画決定し、湖山池を囲む湖畔に整備された自然公園として、これまで44.7haを供用開始し、利用されております。

現在、鳥取市高住及び良田地内において、鳥取県による主要地方道鳥取鹿野倉吉線改良工事により、一部公園区域に道路がかかるため、公園区域を変更するものでございます。

また、既存の公園整備済み区域と不整合が生じている区域など、現状の地形地物に合わせて都市計画公園区域を変更するものでございます。

変更前後の対照表においては下の方に記載しておりますが、主なものは都市計画番号を5・8・1から5・7・1に、また、位置の一部で前回の事前審議でご説明したものに追記でございますが、湖山町南一丁目を追記し、さらに面積を684.7haから786.0haに変更するものでございます。

2ページをご覧ください。湖山池公園の概要を記載しております。

次に3ページをご覧ください。こちらは湖山池公園の都市計画決定および変更と、都市公園の供用開始の経過を記載しております。

前回より追記をさせていただきましたのは、上段の方に都市計画決定の変更というところで、昭和47年12月19日、こちらに都市計画番号の5・8・1号という形で名称変更になっておりますので、これを新たに記載させていただいております。

次に4ページをご覧ください。公園・緑地の整備方針でございます。

現在の湖山池公園整備事業につきましては一定の整備を完了しておりますが、本方針に基づきまして、維持管理それから保全に努めて参りたいと思っております。

次に5ページをご覧ください。湖山池公園の変更内容でございます。

先ほども申しましたが変更前が5・8・1号、変更後が5・7・1号の変更でございます。中段に記載しておりますが、②の規模のところ、基準番号の1と8がなくなりまして、7に変わっておりますので、こちらを5・7・1に変更するものでございます。

また公園区域の面積でございますが、変更前684.7haでございましたが、こちらは以前三斜法で計算をしておりましたが、新たに令和3年都市計画基本図を基に電子計算で再計算し直したところ、780.5haあることがわかりまして、まず一旦こちらに変更、そして最終変更としましては今回の審議を経て、786.0haに変更する予定としております。増減にしましては、電子計算で計算した780.5haから5.5haを増加して、変更するものでございます。

次に6ページをご覧ください。

緑の線で湖岸沿いに線を引いておりますが、こちらが元々の都市計画公園湖山池公園の都市計画区域でございます。

7ページをご覧ください。変更概要の区域でございます。

四角で囲っておりますが①から⑤までの部分について、この度変更しようとする範囲でございます。次より各変更の詳細をご説明いたします。

8ページをご覧ください。変更区域1のところでございます。

こちらは主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事により道路拡幅、線形改良、また道路区域の一部変更が生じたことによりまして、公園区域と道路区域が重複する部分と、それから湖岸沿いの地形地物の整合を図りまして、公園供用開始区域と整合を図るものでございます。

図面の中央付近にあります。青島の第2駐車場区域が今まで入っておりませんでしたので、こちら0.6haを追加し、地形地物に合わせて県道区域を0.9ha、黄色の部分が減となる部分でございますが、こちらを削除し、こちらの部分では合計0.3haを減とし、公園供用開始区域と整合を

図るものでございます。

前回の説明と変わりましたのは、図面の左側になりますが、県道の一部が湖岸沿いの方に新たに整備をされる関係で、現道から湖岸側、内側になるものですから一部こちらを黄色で減としたものでございます。

次に9ページをご覧ください。

こちらは金沢の休養ゾーンと金沢のテニスコートの用地の一部を区域に追加し、公園供用区域と整合を図るものでございます。このことにより、2.4ha増となります。

こちらにつきましては前回の説明の内容の通りで変更はございません。

次に10ページをご覧ください。

湖山池遊歩道の地形地物に合わせて、黄色の部分の0.5haが公園区域との整合を図り減としたものでございます。

また、三津の展望広場の区域、こちらが1.4ha赤で色を塗ってる部分の大半でございしますが、こちらを追加し、公園の供用区域と整合を図るものでございます。

こちらでも前回の事前審議でご説明した内容と変更はございません。

次に11ページをご覧ください。変更区域④でございます。

こちらにつきましては倉庫等の区域を公園区域から一部削除したものでございます。

また、新たに図面右側にございます農業用施設と隣接区域、こちらが一部かかっておりましてところを削除するものでございまして、合計1.0ha減とするものでございます。こちらにつきましては、関係機関との協議により東部農林局の方から指摘がございまして、今回修正したものでございます。

次に12ページをご覧ください。

こちらは学校用地、鳥取大学附属小中学校のグラウンドにかかっている黄色の部分、それから一部、農業用施設で農業用のため池ができた関係で、この農業用施設を削除したものでございます。

また、元々オアシスパークの区域が中央付近で区域設定されており、完成した区域のところが含まれておりませんでしたので、赤の区域で増とするものでございます。

以上5ヶ所につきましては、9.6haを増とし、減の部分は3.5haというところで削除し、合計で5.5haをプラスするものでございます。

資料13ページをご覧ください。

こちら写真で若干見にくいと思いますが、赤い線を入れておりますのがこの度新たに設定し直した都市計画公園区域の線でございます。

次に14ページをご覧ください。住民説明および関係機関等の意見照会、縦覧の状況でございます。

先般の事前審議を終えた後、9月30日から11月20日までの期間で、関係町内会の説明および関係機関への意見照会を行ったところでございます。関係機関の紹介先はこちらに記載の通りでございます。

また縦覧につきましては12月12日から12月26日の期間において行いました。

15ページ、16ページに意見の概要と方針を掲載しております。

この中で15ページをご覧ください。3番でございます。

こちらが先ほど変更区域①のところで県道の部分の整理を図るよう修正します、と回答してお

りますが既にこれが修正を行ったところでございます。

また16ページでございますが、8番に貯水池用地を現況に合わせて削除した方がいいかと思えますというご意見の中で、一部貯水池用地がかかっておりましたので、こちらも削除したものでございます。

また住民意見につきましては、ほとんどの内容が公園整備、また維持保全に関わる要望事項でございますので、こちらにつきましては今後担当課において検討を行うこととしております。

最後になりますが17ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございますが、本審議会において承認をいただきましたら、2月中に都市計画法第19条の3に基づく県知事協議を行った後、3月中に都市計画決定の告示を行う予定としております。

説明は以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。

半世紀以上前に都市計画決定した区域に関して、県道の改良工事が行われているこのタイミングに合わせて指定し直そうと、そういう案件でございます。

何かご質問ありましたらお願いいたします。

橋尾委員

今の計画公園を変更ということで説明をいただいたんですが、この公園内に一般の住宅は大体何件ぐらいあるんですか。

事務局

戸数でいきますと、高住の方が約60軒、それから松原のところでは約40軒かかっております。

橋尾委員

こういう公園の区域を設定した行政側からすれば、公園の範囲内には住宅を建てることはご遠慮いただきたいというのが本来だと思いますが、一般の住宅が建てられて後手に回ったといいますか、環境を保全しようという一連の流れの中で公園化していこうというエリアだと思うんです。今からどうこうできないですけども、やはりこういう状況は、鳥取市でいろいろあると思いますけれども、例えば湖山池公園だけではなく、どういうところが今そのような状態になっておるのか。

車で走っていて、どこでもはっきり湖山池が見えるような環境が一番ありがたいですが、途中で住宅があって見渡せないことが残念だと思うわけです。

そういう環境を保全していくという考えがあれば、行政がもう少し先導的にエリアを設定して、このエリアの中には一般住宅を建てないように市民の皆さん協力してください、といった情報発信をしていただきたいという思いがあって、今何件ぐらい住宅があるのかとお聞きした次第です。

事務局

橋尾委員さんからご意見いただきました。やはり当初の目的としては、委員が発言された通り

で、湖山池の眺望と景観を保全するためにこういう区域を設定したと思われますが、なかなか法の網をかいくぐって一部ミニ開発といいますか、いわゆる許可を要しないような開発行為等で、一時期昭和48年から55年にかけて一部で家を建てる状況が発生しましたが、都市計画法上どうしても木造建築で2階まででしたら許可ができるといった条件付きの形になりますので、その影響で今のこの状況となったというところでございます。

ただ、それ以上のことは法令上やはりできませんので、なるべく湖岸に近いところに関しては、今発言されたように保全できるような体制を整えていきたいと思っております。

福山会長

その他いかがでしょうか。

今回本審議となりますので、この議案第1号、ここで議案の承認いただきますと、案のとおりで手続きが進むということとなりますが、よろしいでしょうか。

それでは議案第1号は原案の通り承認ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは議案書6ページの議案第2号に移りたいと思います。

鳥取市景観計画の改定について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

都市企画課の河田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議案第2号、鳥取市景観計画の改定について説明いたします。

景観計画の改定につきましては、昨年度より、鳥取市景観形成審議会において議論いただき、改定計画の策定を進めているところです。現在、素案の作成まで進み、改定案の縦覧と市民政策コメントが完了したところです。

景観法第9条第8項により準用する同条第2項では、景観計画を変更しようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされていることから、本日、鳥取市景観計画の改定にあたり、鳥取市都市計画審議会に意見を伺うものです。

それでは、資料②鳥取市景観計画の改定について、に沿って説明いたします。

1ページをご覧ください。

景観計画とは、景観法に基づき市町村等景観行政団体が策定する、良好な景観の保全・形成のための計画です。鳥取市では個性あふれる資源を次の世代へ伝えていくため、平成16年に景観法が制定されると、平成18年には景観行政団体となり、平成20年3月に景観まちづくりの指針となる「鳥取市景観計画」を策定いたしました。

しかし、策定から15年以上が経過し、景観をとりまく社会情勢等は大きく変化しており、新たな取組に対応していくため本市の実情に合った施策へ見直す必要があり、令和7年度中に鳥取市景観計画の改定を予定しているところです。

2ページをご覧ください。鳥取市景観計画の背景と課題です。

計画改定の目的は、策定から15年以上が経過した現行の景観計画の成果と有効性を検証し、景観を取り巻く社会環境に対応した施策への見直しを行うことで、将来像や目標・方針・行為制限な

どを総合的に示し、市民・事業者・行政の景観形成に関する行動指針とすることです。また、各種計画との整合、各種会議の意見などへの対応、市民アンケートや事業者ヒアリング、ワークショップにより市民ニーズについて調査いたしました。

これらにより、地域資源の価値の向上、眺望点・視点場の保全、新たな阻害要素への対応、市民との意識共有、の4つを景観形成に関する課題としています。

3ページをご覧ください。景観形成の目標と5つの基本方針の設定となります。

目標と基本方針は前回計画を踏襲することとし、変更はありません。また、公共事業景観形成指針については、鳥取市景観形成条例第21条で公共事業を行うに当たって遵守すべき良好な景観の形成のための指針を定めるものとしてとされていることから、策定に向け検討を進めているところです。

4ページをご覧ください。景観計画区域と景観形成重点区域についてです。

前回計画を踏襲し、景観計画区域は本市全域とし、そのうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる地域として、久松山山系、湖山池、因幡白兔、鹿野城下町の4つの区域を前回計画から引き続き景観形成重点区域とします。

また、鳥取駅周辺地区は、関連計画や市民アンケート調査の結果等により良好な景観形成を図るニーズがあること、また今後再開発等が期待されるという理由から景観形成重点区域の候補地として位置付けます。ただし、具体的な区域や行為制限などは、事業者や市民等との協議調整を行った上で検討していくため、今年度の改定においては候補地の位置付けのみとしています。

次に5ページをご覧ください。新たな取り組みとなる眺望景観形成の方針についてです。

現行の鳥取市景観計画では、重点区域内に位置する久松山に対し、久松山の眺望を阻害しない、といった基準があるものの、具体的な施策が示されていませんでした。

そこで今回新たな取り組みとして、眺望景観形成に関する高さの配慮事項を定めます。久松山と鳥取城跡周辺を視対象とし、それらに対する眺望景観を維持・向上するため、建築物や工作物などの高さに対する配慮事項を定め、眺望景観への影響が最小限となるよう計画的な整備を推進していくものです。

下段の図において、片原通りから国道53号の間の青い楕円の範囲内を建築物や工作物等を高さ25m以下に誘導するエリアとして設定します。また、国道53号から城跡側の緑の楕円の範囲内を高さ13m以下に誘導するエリアとし、高さに対する配慮を求めるものです。

ここで定める事項は配慮事項であり、強制力を伴わない景観誘導という位置づけと考えております。まずはこの景観計画で眺望景観の方針を地域住民や事業者の皆様にお示しし機運の醸成を図り、機運が高まれば、都市計画の手法等により、より実行力のある規制を定めることも検討していきます。

次に6ページをご覧ください。主要な展望地マップについてです。

地域の美しい景観や特徴的な眺望を楽しめる場所について、市民アンケートや各種団体等へのヒアリングにより、多くの方に選ばれた場所の中から、条件に該当する場所を「主要な展望地」として選定し、マップとして公開するものです。この展望地マップは、本市の公式ホームページに掲載するなどとして広く周知し、観光振興や景観保全、地域資源の再発見などに活用していきたいと考えています。

次に7ページをご覧ください。行為の制限に関する事項についてです。

景観法及び鳥取市景観形成条例では、一定規模を超える建築物の建築、工作物の建設等の行為について届出を義務付け、色彩、緑化等意匠形態の基準を定め景観誘導を行っているところです。

この届出を要する行為及び規模要件、行為の制限に関する事項を追加規定するものとなります。

赤字で記載しておりますが、常設型クレーン、太陽光発電設備、風力発電設備を届出の要する行為に新たに位置づけ、景観誘導を図っていきます。

また、行為の制限に関する事項では、太陽光発電設備や風力発電設備について、建設行為をする際の景観上の制限として、位置、規模、外観、素材、緑化、周辺への配慮の基準を新たに追加規定するものです。

8ページをご覧ください。新たに創設する事前協議制度についてとなります。

これは、一定規模を超える景観上影響の大きい建築物等に対し、建築計画などに反映できる早期の段階から景観への配慮に対する協議を義務付ける鳥取市景観事前協議制度を創設し、令和8年度からの運用開始を予定しているものです。

対象者は届出を要する行為を行う個人・法人で、対象区域、対象行為は記載のとおりです。建築物については、重点区域内で行う高さ13mを超える建築物の新築又は移転、工作物については市域全域で築造面積5000㎡超え又は高さ60mを超える工作物の新設等について事前協議が義務付けられます。

右の図は事前協議のフローですが、景観法に基づく届出書提出の120日前までに事業者等が本市に対し事前協議を申し出て、協議を行っていきます。

建築計画等の内容は、景観形成審議会専門部会や必要に応じて景観形成審議会で審議し、協議が整わない場合は再協議するなどとして、景観への配慮について要請して参ります。

また、対象行為について協議を行わないとき、協議を行わず行為に着手した場合等については勧告ができるものとして条例改正を行う予定としています。

最後に9ページ目になります。これまでの経過並びに今後の予定です。

鳥取市景観計画改定の素案について、改定案の縦覧、市民政策コメント、また本日の鳥取市都市計画審議会により意見を伺い、その内容をもって最終案を2月の鳥取市景観形成審議会でお示しし、令和8年3月、令和7年度中に改定を行う予定としています。

以上が鳥取市景観計画の改定についての説明となります。

福山会長

ありがとうございました。

鳥取市景観計画の改定ですけども、鳥取市の景観形成審議会に進めてこられた内容について、今回の都市計画審議会の方の意見の聴取という形で議案に上がってきているものです。

ご質問ありましたら、あるいはご意見等ありましたらよろしくお願いします。

谷口委員

併せて配布いただいている鳥取市景観計画改定案という少し厚い冊子ですけれども、ここに青文字で印字されている部分が改定案であるのか、教えてください。

事務局

改定案の中で、青字で印字してる部分が前回計画からの改定となります。

寺坂委員

5 ページに図がございすけれども、その中の久松山の関係で、片原通りから国道 5 3 号のところが 2 5 m と記載があつて、その先の山側の方が 1 3 m とあります。高さ制限で 2 5 m というのは、8 から 9 階建てに相当すると思います。久松山の 3 分の 1 の高さというのは、今も三階櫓の辺が片原通りからほとんど見えないような感じになるということありますけど。

2 5 m とか 1 3 m の設定の考え方をお尋ねします。

事務局

まず、片原通りから国道 5 3 号までの 2 5 m ですが、これは図で示しておりますように、袋川沿いの視点場から久松山を眺めたときに、図の中で中央付近に青字で書かれてますけれども、久松山の 3 分の 2 が見える高さとして 2 5 m の誘導を考えております。

また、国道 5 3 号から久松山側の 1 3 m ですが、こちらについては現在景観法の届け出基準としている 1 3 m、こちらを目安にしており、1 3 m を超えると逆に言えば景観に与える影響が大きくなるというところで、現在の届け出基準の高さ 1 3 m 以内に誘導するという事で設定をしております。

寺坂委員

先ほど説明から、基本的には片原通りの部分が 2 5 m で久松山の 3 分の 2 が入るということで、例えば三階櫓を建てるような今後動きがあるとしても、そこは見えないという考えですね。

事務局

三階櫓が建った場合に、三階櫓を見通せる視点場として設定できる場所があるかどうかということも現地の方で探したんですが、今現在、三階櫓が安全に見通せる場所がないというところで、今後例えばお堀端通りであるとか、お堀端に行き着くまでの経路において、この国道 5 3 号より久松山側を 1 3 m に誘導することで、三階櫓を見通せる場所も設定できると考えております。

寺坂議員

5 ページの上の図で斜線が引いてあります。袋川から片原通りで 2 5 m 高さは久松山の 8 5 . 3 m の高さぐらいになるということで、これをもう少し鳥取駅の方からずっと見ても、若干ずらせれば、角度が改善されるように思いますが、その辺の考え方はどうですか。

事務局

5 ページの下図で D の地点、視点場として袋川沿いの智頭橋のところから見た場合で上の図を載せておりますけども、視点場としてはここだけではなくて、袋川沿いの、例えば鹿野街道であるとか、若桜街道であるとか、そういった大きな通りが交差しているところ、その部分を視点場として、この久松山への眺望景観というものを設定しております。

福山会長

景観計画の重要なポイントだと思いますので、この景観形成の審議会の方に意見として出せるものだとも思います。改定版の方にもう少し詳しく書いてありますけども、様々な視点場の計画というのは、これから検討されていることだと思いますので、今ご意見ありましたように、より近いところの櫓の見える視点場とかですね、その辺も多分今後検討していただければと。袋川のところだけではなく、いつどの時点で見えるようになるのかとかもですね。鳥取駅から見る必要があるのか、ちょっと無理だとは思いますが、そういった多くの視点からの景観を今後展開されていくことを期待するということですのでよろしいですかね。

景観計画改定のこの段階では、こういう方向で進めますよということで、将来的な計画を含めること、書き込んだということが今回のステップで、視点場まで作っていきますよ、という話だと思いますが、よろしいですかね。

橋尾委員

5ページの説明の中で、業者の方と事前の話し合いをして、誘導するというような言葉が使われていますけれども、誘導という言葉でいくと、我々が聞いた感じでは拘束力はないように聞こえてしまう。

様々な景観形成の計画をこうやって新しくしてきている歴史の中で、8ページでは新しい取り組みが出ています。現実には、以前旧市街地にマンションが乱立してる時期に、それまでは久松山の景観計画は、裁判所の前の通りから山手までがその景観のエリアだった。それが、片原から山手の方にマンションが何棟か建つような事態となり、これでは久松山が見えなくなるな、という話の中で、景観の規制区域を片原通りまで延長した歴史がありました。

以前には、わらべ館の隣にマンションを建てる話や、旧市役所の前の通りにマンションが建つ話などありましたけども、高い建物を建てられると久松山が見えなくなる、鳥取の街のシンボルが見えなくなるということで、その誘導というような言葉は、あえてマンション業者というところえ方をして発言しますけども、誘導では、建てる高さを話し合いで決めるのは、まず無理だと思います。

それで、8ページで事業者と鳥取市とでの手続きの説明がありましたが、これも最後の方で話し合いがつかなければ、勧告するということでした。勧告というのはどれほど拘束力があるのか教えていただきたい。

私が一番心配するのは、鳥取市の建築指導課といいますか、そういう建築の申請をするのに窓口まで来ていただければ、事前に業者と鳥取市で話し合いができと思いますが、よく業者さんがやられるのは、建築確認を広島など県外で出されるんですよ。広島の建築基準は違いますから、広島役所等に出されたら、今このような姿勢では話がつかないわけです。

マンションでも13階建て、14階建ての申請を出されて、広島の方では、それを法的にはクリアしてるということで建築の承認が出るわけです。

業者さんはそれを根拠にして建てようと思いますが、地元住民からすると、日照権の問題だとかビル風の問題だとか電波障害の問題だとか、できるだけ建物低くしてください、という交渉はするのですが、業者からすればマンションを建てて売らないことには利益も出ないですから、なかなか合意には至らない。

先ほどの誘導という言葉と勧告という言葉と、どこまで拘束力のあってその言葉を使われるのか。その辺りが読み取れないので、説明をお願いしたいと思います。

事務局

先ほど委員が言われた通り、例えば鳥取市でも西町マンションの建設等にあたって、いろいろマンションの高さであるとか、建設位置等について問題が起こってきましたけれども、これまで鳥取市では久松山の眺望景観という方針はあったものの、そのエリアで何m以下に抑えてくださいといった、高さの基準となるものは定めておりませんでした。

そのため、今後事業者がマンション等建物を建てる場合でも、今回こういった25m以下または13m以下といったような、鳥取市が高さの規制に関する方針を定めれば、それに基づいた建築設計がなされるものと考えています。

もう一つ、事前協議制度を今回新しく施策として導入しようとしていますのは、結局これまでは届け出として、工事着工の30日前までに届け出て下さいといったことでしたが、30日前ではもう一連の事業がスタートしていて、後戻りできない状況というところにもなりますので、今回の事前協議制度で、行為の着手の30日前までに届け出を、届け出の120日前までに事前協議の相談をということです。工事着手の150日前までに、ここまでに事前協議を行っていただくということになります。

その事前協議の中で、事業者と高さに関する誘導ということで調整を行っていくわけですが、それでも事業者の方から理解を得られないといいますか、制限以上の高い建物を建てるというところであるとか、あとは届け出をされないというようなことがあれば勧告ということになります。勧告についてはホームページ上で事業者の公表を行うなどの内容となります。

事務局

補足をさせていただきます。

事前協議制度や高さを示す数値につきましては今回新たにお示しをさせていただくというところで、これからの展開といたしましては、各事業者であるとか、事業者以外のところでも、その土地を取り扱う宅地建物取引業協会ですとか、そういったところに、この景観計画の中身について改めて高さの誘導施策であるとか事前協議といったものを広く周知いたします。このことによって、こういった新たな考え方に基づいて計画をいただくといった案内・取り組みはこれから行いますので、周知を広くすることによって事前に把握していただいて、それに基づく計画を立てていただくという取り組みを併せてさせていただきたいと思います。

もう一点ございました、他県で確認申請をされる際に、情報を仕入れるのが遅いではないかといったご意見をいただきましたが、鳥取市の中では関係法令に基づく手続きといったものがございまして、一つ言えば盛土規制法の土砂搬入出の場合であれば、当然その届け出とか許可とかそういったものも必要になっていきます。

庁内の中で部局横断的に情報共有をさせていただき、早めの段階でその情報を仕入れて、その事業者に対して協議していくとか、景観計画の中で数値基準とかを設けましたので、それに基づく計画をしていただけないでしょうか、といった案内も併せてさせていただきたいなと思っています。

橋尾委員

ご説明聞きましたけれども、やっぱりもう一つ頭に入ってこないです。

業者さんのものの考え方と、役所のものの考え方は違いますよ。それで、今説明されたのは、鳥取市景観事前協議制度を創設して令和8年度から運用開始をすると。業者さんと話しがつかなければ勧告しますと。勧告とは何ですかといったら、社名などを公表しますと。その程度のことだったら業者は建てますよ。

役所からすれば、景観計画を作って指導しますが、ただ業者はなんぼ話をしても言うことを聞きません。業者は法律に基づいてやってないかと言ったら、広島の方に建築確認の申請を出して、法的には許可を持っているわけです。別に建てたとして、法に違反してないのです。ただ鳥取市の景観形成条例にちょっと引っかかって、鳥取市がどこまで指導ができるかっていったら先ほどのような勧告だと。

勧告とはどういう意味なんですかと言ったら、その程度のものだ。私が業者だったらどうぞどうぞ言ってください、その代わり我々も我々の考えに基づいてやらせてもらいます、といったことになると思いますよ。

そうすると、一番不安なのは住民です。住民の側に立って本当に鳥取市がどこまで踏み込んで、まち作りをしていくのかを考えないと。先ほど説明の中で、鳥取駅周辺もこれから重点地区に指定していかないといけないと。では、駅前にランダムに高層ビルを何本も建てられるとどうするんですか。

それこそ今、きちっとしたことをしておかないと大変なことになりますよ、と私は思うのであえて言わせていただきます。もう少し再検討して、何とかその業者さんに我々鳥取市の皆さんの思いが伝わるような計画に仕上げないと、また何棟か立てられて、やっぱり法令の隙間を縫って来られてどうにもならんな、みたいなことでまた改正していく。こういうことになると思うんで、僕は今は正念場だと思います。

事務局

この度は景観計画というところで、高さの制限については、どうしても誘導というところまでしか踏み込めないというところがあります。

委員が言われたように、今後強制力を持つ施策を検討していくにあたっては、都市計画的な手法によって、例えば高度地区であるとか景観地区、そういった地区を都市計画で区域設定すれば、その区域ではこの高さ以上のものは建てられないと、そういった区域設定をすることも可能です。

ただ、現段階でそういった都市計画の区域設定をいたしますと、土地利用ということに大幅な制限がかかってきますので、先ほど説明の中でもお話させていただきましたけれども、この度は景観計画には景観誘導という位置づけで、景観計画における眺望景観方針を地域住民や事業者の方にまずはお示しして、機運の醸成を図った上で眺望景観に対する市民と事業者の理解を共に得た上で、今後は都市計画の手法、そういったものを検討していきたいと考えております。

橋尾委員

もうこれ以上は言いませんが、すみませんがあえて言わせていただきます。

例えば、県外の業者さんが県外に申請を出して、計画工程をクリアしたと。そうすると、建設業

者と住民との話し合いになりますよね。それで、業者は法に基づいたことだから、ここでこういう形で建てさせてもらいますよ、住民の方はそれじゃあ高過ぎるからもうちょっと低くしてくれとか、日照権の問題だとかいろいろ出てきますよね。

そうなったときに、役所が今のような状態だったら間に入っていけないんですよ。今考えてるところまでは指導できるけど、本当に業者と住民との話し合いの段になれば、もうそれ以上入れないです。

住民の思いからすると、プロの業者と話して住民が一生懸命に反対運動をやったとしても、鳥取市はどう考えているのか、業者と協議するのかどうかといった話が出てくるわけですよ、現実には。これまでそういう話をたくさん聞きました。

そういうことがあるので、やっぱり住民目線に立った計画を作ってください、ということを申し上げます。よろしくお願いします。

福山会長

ありがとうございました。

当審議会の意見として、今回機運の醸成も含めて、景観計画というのがこのまちの都市計画にもだいぶ関わってくるという、そういう景観計画を作っていくということで、先ほど言われましたように都市計画法の中では、景観地区の指定をすれば、より強い指導というか罰則もあるようなところはあるのですが、それも踏まえつつ、景観に関して都市計画的な方向に進んでいくという、その第一歩というような理解を私はしてるんですけども、ご指摘の危惧は、非常に多くの委員の方がそうだなと思われるところだと思います。

景観形成審議会にお伝えする意見としてちょっとまとめていただいて、そういった危惧のあるのでということで、お伝えする意見の一つとしたいと思います。

谷口委員

改定案の冊子の中ですけれども、この中の99ページから「第9章屋外広告物に関する規制」とありまして、次に101ページ、「9-3その他屋外広告物に関する事項について」ということで、2のその他②のデジタルサイネージのことについてです。

こちらで意義というのは記載されています。昨年の4月に鳥取市発光可変表示式広告物の手引きということを決めて運用されていて、ルールを決められて良いなと思っております。

こちらの中の、デジタルサイネージの広告物の大きさについてですが、商業地域、近隣商業地域が30㎡以下ということですが、工業地域、工業専用地域、準工業地域については、自家用広告物は30㎡以下ですが、非自家用広告物は2㎡以下ということですが、

実は私の方にちょっと相談がありまして、湖山街道沿いが工業地域または準工業地域になっております。既ににぎわっているところでお店もたくさんあるところですが、そこにデジタルサイネージが付けられないかということでご相談があったのですが、この規程で仕方がないというところは重々承知ではありますけれども、その101ページのところにもあります、多様な表現が可能であり、経済効果が見込まれるものであると。ただ一方で法や条例において規定が示されておらず、悪影響を及ぼす可能性があるのではないかということで書いてあるのですけれども、もう既に繁栄している地域について、許可が出るような仕組みがないものかと考えますが、いかがでしょうか。

事務局

屋外広告物、特にデジタルサイネージは、かなり景観において影響を与えるものとして認識しております。その中で、本市としてはまちの景観、これを保全していくために、なるべくデジタルサイネージを含む屋外広告物については規制をしていく。ただ、商業活動上どうしても必要なところについては、広告物について設置を許可しているところがありまして、そういう面から商業地域であるとか近隣商業地域においては30㎡以下であれば許可をするんですけども、それ以外の工業、工業専用、準工業地域については、自家用以外であれば広告物は2㎡以下というところで今のところ定めておりまして、これを緩和していくというところにつきましては、今のところ検討はしておりません。

谷口委員

県のデジタルサイネージによる屋外広告物についてということで、ホームページを見させてもらったところ、特にその大きさに関しての記載がないのかなと思います。また、県のホームページにある、デジタルサイネージによる屋外広告物の設置許可手続きのところ、鳥取県屋外広告物条例の第一種制限地域以外の地域における大型広告物、広告物の上辺の位置が地上から10mを超え、かつ表示面積が30㎡を超える広告物は、表示内容を再度確認する必要があるため、許可申請が必要ですとあります。第二種制限地域というのが、制限地域のうち都市計画法第3条第1項の規定により、近隣商業地域商業地域、準工業地域または工業地域に定められた地域とありまして、それ以外のところで大きさが30㎡を超える広告物については申請が必要だと記載があります。

ぜひ検討していただければと思います。意見です。

事務局

この広告物の大きさの制限というのは各自治体によって運営されていますので、全国的にはこれ以下じゃないといけない、30㎡以下、2㎡以下でないとならない、とは決められているものではございません。鳥取市においては現在、非自家用で30㎡のものを出そうと思った場合は、商業地域、近隣商業地域で認めていますが、例えば工業地域とか準工業地域の中で、幹線道路沿い、既にその商業的な土地利用がなされているところ、そういった部分については今後の検討の中で、デジタルサイネージの大きさ、表示の大きさは検討できる部分もあるのではないかと思いますので、また今日いただいた意見の中で検討させていただきたいと思います。

福田委員

全体的な大きな意見ではありません。個別具体的な話ですけども、私が国府代表として出ておりまして、こちらの計画案の17ページに地域の特性と課題というのがありまして、できれば、この歴史資源の中に美敷水源を加えていただきたいなど。鳥取市の水道の発祥の地でありますし、国の文化財に指定をされております。そして綺麗に保全活動もされておりますので、ぜひ美敷水源地もここに加えておいていただきたいという要望です。

事務局

ご意見いただいた美敷水源지는、国府地区の歴史資源にあたるのかなというふうにも思います。事務局の方で検討させていただきたいと思います。

福山委員

たくさんのご意見ありがとうございました。

それでは、鳥取市の景観計画の改定については皆さんからいただいた意見、これを付しまして、鳥取市の景観形成審議会にお送りしましてこれを図っていただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、審議事項以上2点でございまして、最後にその他の報告です。

これは報告事項として、現在進んでおります鳥取市の立地適正化計画の策定、この進捗状況の説明です。よろしくお願いします。

事務局

続きまして、鳥取市立地適正化計画の策定についてご説明します。

立地適正化計画の策定にあたりましては、有識者、関係団体等で構成する都市計画検討委員会で議論いただき、策定を進めているところです。

この後もう少し詳しく説明いたしますが、立地適正化計画は、人口減少、少子高齢化社会による課題を都市のコンパクト化により解決を目指すものです。本市の都市計画マスタープランにも、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を掲げており、その具現化を行うための重要な計画となりますので、本日は立地適正化計画の概要を説明させていただき、今後も適時策定状況についてご報告させていただき、ご意見を伺いたいと考えています。

それでは資料③立地適正化計画について、に沿って説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

立地適正化計画の背景についてですが、全国の多くの自治体で都市の抱える課題に対処するため、立地適正化計画の策定が進められています。

左側の都市が抱える課題では、本市を含む全国の多くの自治体で、人口減少、高齢者の増加、郊外への住宅地や商業施設の建設といった拡散した市街地の増加、頻発・激甚化する自然災害の状況があり、この状況が続くと都市の生活を支える様々な機能の低下、地域の経済の衰退、自治体の厳しい財政状況、都市部での甚大な災害発生といった課題が更に深刻となります。

これらの課題を解決していくため都市計画において、都市のコンパクト化、いわゆるコンパクトシティ並びに公共交通ネットワークの再構築を連携させたまちづくりが必要となります。このコンパクトシティプラスネットワークの実現によって、生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減、地球環境への負荷の低減、居住地の安全性強化といった効果が発揮されるものと考えられています。

そこで、立地適正化計画の策定・実行によって、中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれた多極ネットワーク型コンパクトシティを実現しようとするものです。

2ページをご覧ください。立地適正化計画とはこういった計画であるかについて説明をいたします。

多極ネットワーク型コンパクトシティを実現するために、都市再生特別措置法に基づき策定するもので、都市全体の構造を見渡しながらか、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の誘導を図るため、都市計画区域内において生活サービスを誘導するエリアとして都市機能誘導区域、図で言いますと図面中央の実線で黒丸がしてあるエリア、こちらが都市機能誘導区域となります。

一方、居住を誘導し人口密度を維持するエリアとして居住誘導区域、図でいきますと図面中央の点線で囲まれたエリア、こういった都市機能誘導区域の周辺部に居住誘導区域を設定します。

また、居住の誘導にあたっては、防災指針も併せて定めることとなります。

また、都市計画区域外の地域生活拠点でも、将来像などを幅広く記載することが可能となっています。

次に、本市の立地適正化計画策定の必要性およびこれまでの経過についてです。

本市では、「鳥取市都市計画マスタープラン」を平成29年3月に改定し、各種施策を計画的に進めていますが、今後、更なる人口減少による低密度化の進展が見込まれることや頻発化・激甚化する自然災害に対して地域の安全確保への対応が必要となっています。

そのため、人口減少の中でも、医療・福祉・子育て支援等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導することで、さらに災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定することで人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの持続性を高めることが期待できることから、本市も、鳥取市立地適正化計画を令和7年、8年度の2か年で策定するものです。

本市のこれまでの経緯につきましては、平成26年度の国の制度創設を契機に平成27年度に鳥取市都市計画マスタープランの改定に併せ、立地適正化計画策定に向け取り組みを開始しましたが、その当時は策定には至らず一時保留となっております。

その要因といたしましては、都市計画マスタープランでは市域全体の均衡ある発展を目指す理念であるのに対し、立地適正化計画では市街化区域だけを対象として都市機能や居住の促進を図る計画となっており、都市マスと立適との同時策定は理解が得られにくく、段階的な計画策定の方が、より市民に受け入れられやすいと判断されたためです。

3ページをご覧ください。都市の位置づけの把握および都市が抱える課題を検討したものです。

①人口、空き家から⑥災害までを分野ごとに現状を把握し分析することで、都市構造の問題点や課題を抽出しています。

人口の分野では、人口減少及び高齢化の問題に対して、都市の魅力向上による定住促進や人口の維持を図ることを課題と捉え、土地利用では、市街化調整区域や非線引き都市計画区域内の開発や市街化の拡散への問題に対して低未利用地の有効活用等による都市機能の集約を課題としています。

そのほか、産業経済、都市施設、公共交通・都市交通、災害の分野において都市の現状を整理しています。

4ページをご覧ください。

立地の適正化に関する基本的な方針の検討では、先ほど説明いたしました、都市構造上の問題点・課題の整備や、鳥取市都市計画マスタープランにおける都市作りの将来像を踏まえ、三つの基本的な方針をまとめております。

方針1は、多様な都市機能を提供する中心拠点等の維持となります。

市域各所からのアクセス性に優れた鳥取駅周辺には高次都市機能が集積していますが、一方で一部の生活サービス機能の低下が否めない状況にあります。

今後本市が、市内外を問わず多くの方から魅力的な都市として持続し発展していくためには、市の中心核への高次都市機能の立地のみならず、街なかにおいて、生活サービス機能と居住のバランスの取れた立地が必要です。そのために、中心拠点等至高次都市機能、生活サービス機能の維持・充実、居住の適切な促進を図りたいとするものです。

方針2は、持続可能な公共交通ネットワークを活用した利便性の高い市民生活の確保となります。

中心拠点等における高次都市機能や生活サービス機能をその周辺に暮らす人々が便利に利用するためには、公共交通との緊密な連携が不可欠であり、公共交通路線の維持などが求められています。

また、本市では、最大の交通結節点となる鳥取駅に接続する基幹的な公共交通路線の維持などを基本としつつ、全市的な公共交通ネットワークの確保を継続しています。

今後、さらなる人口減少や少子高齢化が進む中でも公共交通路線の維持などを図るためには、生活利便性を確保するための生活サービス機能の立地と、公共交通を使う人を確保するための一定のエリアにおける人口密度の維持、さらには公共交通の利用頻度を高めるための利用しやすい公共交通ネットワークの構築が不可欠であり、これらを一体的に取り組むことが重要です。

これにより、公共交通利用者の減少、これが路線の減少やサービスの低下を招き、利用者の一層の減少となってしまう、こういうことに歯止めをきかせることを目指すものとなります。

方針3は、各地域生活拠点の居住および市民サービスの維持に配慮した区域設定など施策の実施です。

中心拠点以外の市内の地域生活拠点においても、必要な生活サービス機能の確保等に取り組みます。具体的には、立地適正化計画の区域と同様に、各拠点において現地に立地すべき生活サービス機能とその確保を目指す方策について検討を行うほか、それらの機能を提供する施設や公共交通のあり方、安全・安心な歩行環境の整備等を推進します。

このことにより、立地適正化計画の中で都市機能を維持・充実する区域に設定しない新市域などの各拠点においても居住者等の利便性・回遊性を確保し、ネットワークで結ばれたその他の拠点との適切な役割分担の下で、その周辺部における安心居住を目指します。

5ページをご覧ください。将来の都市構造図作成に係る拠点性評価です。

これは、将来の都市構造図の作成、誘導区域の設定にあたり、市内の拠点性や生活利便性を表す拠点レベルを定量的に分析し算出するものです。

具体的には、令和32年の将来人口の分布、都市機能、商業・医療・福祉・文化・行政・避難、こういった都市機能施設へのアクセス性、公共交通へのアクセス性の3つの指標化を用いています。

また、都市機能施設や公共施設へのアクセス性においては、施設の重要度や機能性に応じ点数を配分しています。

下の地図は、拠点レベルの算出結果を示すものとなりますが、暖色系の色で示すものは、拠点レベルが高いほど利便性が高く人口が集積していますが、一方で寒色系は、拠点レベルが低いほど生活利便性が低く人口集積が低いことを示しています。

6 ページをご覧ください。誘導区域等の設定における居住誘導区域・都市機能誘導区域のベースエリアの分析についてです。

先ほどの拠点レベルによって、鳥取都市計画区域内では商業系の用途地域を都市機能の誘導を目指す範囲として赤の点線で示しています。また、居住の誘導を目指す範囲を青の点線で示しています。なお、居住誘導区域に含まないこととされている区域については、法令に記載されていますので、今後、詳細区域の設定にあたり除外することとなります。

7 ページをご覧ください。

市独自で設定する任意の区域としては、「都市計画マスタープラン」で位置付けのある各総合支所周辺等を黄色の点線で示しています。

この誘導区域等の設定については、現時点でのベースエリアを示すもので、今後の都市計画検討委員会や庁内検討会等において、詳細を検討していきたいと思います。

以上が、現時点での立地適正化計画策定に向けた検討状況となります。

福山会長

ありがとうございました。

都市計画検討委員会での検討状況の報告ということで、これは適宜、都市計画審議会が開かれる度に報告するということだと思います。

何かご質問ありますか。

ないようですので、報告は以上としたいと思います。

本日の審議会で議題に挙げられている項目は以上になります。事務局からほかにありますか。

事務局

事務局からその他事項として、状況を報告させていただきたい案件がございますのでご説明をさせていただきます。

山陰近畿自動車道、鳥取覚寺間、通称南北線についての状況などについてご報告をさせていただきます。

南北線につきましては、都市計画決定に向けた手続きとして、南北線本線の予備審議となる県の都市計画審議会を昨年7月9日に、アクセス道に関する事前審議となる本市の都市計画審議会を8月5日に開催したところです。

また、9月には市民等の意見を伺うものとして2週間の縦覧を予定しておりましたが、鳥取県が都市計画素案に対する市民への意見に丁寧に対応していくとして、この縦覧手続きが延期されたところです。

その後、住民との話し合いによって一定の方向性が出たということで、1月14日の県知事記者会見において2月10日から2月24日にかけて公告縦覧の実施が発表されたところです。

本市においても、この都市計画手続き再開の発表を受け、2週間の公告縦覧を実施すると共に、3月中には市都市計画審議会を開催する予定にしておりますので、この審議会において委員の皆様よりご意見等を伺いたいと考えております。

以上が南北線に関する状況などのご報告となります。

福山会長

ありがとうございました。

最後に皆様から何かご報告等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは長時間にわたってご協力ありがとうございました。

これをもちまして第117回鳥取市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第10条第2項の規定に基づき署名する。

会 長 福 山 敬

委 員 橋 尾 泰 博

委 員 谷 口 明 子